

**旧大庄村役場外壁等改修工事設計業務
公募型プロポーザル方式募集要領**

1. 趣旨

旧大庄村役場（現大庄南生涯学習プラザ）は、建築家の村野藤吾氏が設計し、昭和 12 年、大庄村役場として供用され、平成 15 年 12 月に国の登録有形文化財に登録された。一方で、築後 87 年経過する中で建物は相当の老朽化が進んでいる状況であり、外壁からの漏水等が発生しているほか、外壁の塩焼きタイルの落下防止対策や屋上防水改修等の大規模改修が必要となっている。

登録有形文化財に登録されていることから、改修設計内容について、関係機関との調整、設計者の高い技術力、創造性や豊富な経験等が不可欠であり、登録有形文化財施設の改修に関する技術提案を求めることが適切と考えられることから、プロポーザル方式で設計者を選定する。

本募集要領は、旧大庄村役場外壁等改修工事設計業務を委託するにあたり、受託者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

旧大庄村役場外壁等改修工事設計業務委託

(2) 業務の内容

本業務は、旧大庄村役場外壁等改修工事の実施設計を別紙『旧大庄村役場外壁等改修工事設計業務委託特記仕様書』（以下、特記仕様書）に基づき実施するものである。ただし、契約時において受託者の提案内容により特記仕様書の内容は一部変更することがある。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 8 月 31 日まで

(4) 提案上限額

14,736,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(5) 支払い条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払い

3. 応募者資格

以下に掲げる資格を満たしている単体企業であることを応募者の条件とする。また、参加表明書受付後から審査・選定までの間に下記条件を満たさなくなった場合は失格とする。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・尼崎市契約規則第 4 条に規定する競争入札参加有資格者名簿【建築関係建設コンサルタント業務】に登載されている者、または、名簿に登録されていない場合は、次の(ア)～(エ)に掲げる書類を整え、応募書類と合わせて提出できる者とする。

(ア)商業登録簿謄本（法人の場合に限る）

- ・ 法人の場合のみ「履歴事項全部証明書」を提出すること。
- ・ 申請日現在発行後 3 か月以内のもの。写しの提出も可とする。

(イ)納税証明書（国税）

- ・ 申請日現在 3 か月以内に税務署長から発行した国税の納付に関する納税証明書、すなわち、法人の場合は、「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（法人用）」（納税証明書「その 3 の 3」）を、個人の場合は、「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（個人用）」（納税証明書「その 3 の 2」）を提出すること。写しの提出も可とする。

(ウ)納税証明書（市税）

- ・ 本市内に事業所等を有する事業者については、申請日現在 3 か月以内に発行した「市税に未納の税額がないことの証明書」を提出すること。写しの提出も可とする。

(エ)現況報告書又は財務諸表

- ・ 現況報告書(直近、確認印のあるもの、「表紙」から「財務事項一覧表」のページまで)の写しを提出すること。(この場合、財務諸表の提出は不要)
 - ・ 現況報告書のないものは、直前 1 年間の財務を示す貸借対照表、損益計算書、株主資産等変動計算書の記載のある財務諸表を提出すること。個人の場合は税務署に提出済の令和 4 年分の所得税の確定申告書、損益計算書及び貸借対照表のそれぞれの写しを提出すること。
 - ・ 確定申告書に個人番号(マイナンバー)の記載のある場合は、必ず全ての「個人番号(マイナンバー)」を隠してコピーしたものを提出すること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ・ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
 - ・ 民事再生法(平成11年法律第255号)の規定による再生又は再生手続き等をしていない者であること。
 - ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生又は更生手続き等をしていない者であること。
 - ・ 自己又は自社の役員等が、暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しないこと。また、その経営に実質的に関与していないこと。

4. 業務実施上の条件

業務の実施においては、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1)業務主任担当者は一級建築士であること。
- (2)業務主任担当者及び主たる分担業務分野（建築（総合）分野）主任担当技術者が応募者に所属しており、恒常的な雇用関係が 3 か月以上あること。
- (3)業務主任担当者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ 1 名であること。
- (4)業務主任担当者は記載を求める各主任担当技術者を兼務していないこと。

- (5)業務主任担当者及び主たる分担業務分野（建築（総合）分野）主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本契約を含まず特定後、未契約の業務を含む。）が、5 件以下であること。
- (6)主たる分担業務分野（建築（総合）分野）を再委託しないこと。
- (7)業務主任担当者又は記載を求める各主任担当技術者（積算担当を除く）は、平成 16 年 8 月 1 日以降で本プロポーザルの募集要領配布開始時点までに履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績があること。

※同種又は類似業務とは、評価要領3. (3) 1) ウに記載する実施設計の業務実績をいう。

分担業務分野	業務内容
業務主任担当者	契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う
記載を求める主任担当技術者	下記の通り
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第九十八号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」、「昇降機等」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水設備」、「空調換気設備」に係るもの
積算	建築積算に係るもの

5. 選定に関する事項

(1) 選定会議の設置

委託先候補の事業者特定は、大庄南生涯学習プラザ外壁等改修工事に係る設計業務委託事業者選定会議（以下、選定会議）の審議によって実施する。

(2) 評価方法

本募集要領に基づき、参加表明書等による 1 次審査、ヒアリングによる 2 次審査を実施する。

a) 1 次審査（参加表明書等の書類審査）

提出された参加表明書等の審査及び評価を実施し、2 次審査への参加を要請する点数上位 5 者を選定する。

b) 2 次審査（ヒアリング）

1 次審査で選定された参加者から提出される技術提案書等及びヒアリング（プレゼンテーションを含む。）の内容、価格提案書をもとに選定会議により受託候補者及び次点候補者を選定する。

ヒアリング審査はWEB 会議方式で実施するものとし、プレゼンテーションの説明内容を収めた動画DVD（20 分以内で Windows Media Player で再生できるもの）を 2 次審査提出書類（技術提案書等）提出時に 6 枚同封すること。

動画DVDの内容は、技術提案書及び業務の実施方針の範囲とし、新たな追加提案・表現は認めない。（その他の資料は使用不可）

ヒアリングの出席は、配置予定主任担当技術者のみとし、業務主任担当者、建築（総合）主任担当技術者を必ず含む最大 3 名（パソコン操作を含む）の参加とする。

出席者については、2次審査書類提出時にヒアリング出席者報告書により報告すること。

なお、選定委員は、ヒアリング当日までに動画DVDを視聴するため、当日はヒアリングのみ20分程度とする。

(3) 最低基準点の取り扱い

最低基準点は、満点の60%に相当する点数とする。(市内加算は含まない)

(4) 応募者が1者の場合の取り扱い

応募者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

ただし、1次審査及び2次審査各段階において最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として特定しないこととする。

6. プロポーザルの全体日程

項目	日程
募集要領の配布	令和6年8月1日
質問の提出	令和6年8月9日 午後5時まで
質問の回答	令和6年8月19日
参加表明書等の提出	令和6年8月28日 午後5時まで
辞退届の提出	令和6年9月6日 午後5時まで
1次審査結果の通知	令和6年9月10日
技術提案書の提出	令和6年10月7日 午後5時まで
2次審査 (ヒアリング審査)	令和6年10月中旬
2次審査結果の通知	令和6年10月中旬
契約の締結	令和6年11月上旬

7. 当該公募に関する書類の受付等

(1) 参加表明書等の提出

1) 提出期限

令和6年8月28日 午後5時まで(郵送の場合は期限内に必着のこと)

2) 提出方法

持参又は配達記録が残る郵送(簡易書留等)

3) 提出場所

本要領「10. 連絡先及び提出先」に記載する事務局

4) 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式1	A4判縦長のファイルに綴じたものを1部提出すること。
応募設計事務所概要	様式2	
会社の實力 (技術者数・資格)	様式3	

会社の實力 (同種又は類似業務実績)	様式 4	
実施体制の能力 (配置予定主任担当技術者の技術者資格)	様式 5	
協力事務所の名称等	様式 6	
配置予定業務主任担当者の経歴	様式 7	
配置予定主任担当技術者の経歴	様式 8	

(2) 質問の受付

1) 提出期限

令和 6 年 8 月 9 日 午後 5 時まで

2) 質問方法

本業務の内容や各書類の記載要領等について質疑のある場合は、本要領「10. 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に、件名は「旧大庄村役場外壁等改修工事設計業務プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力の上、質問票（様式 9）を提出すること（来庁、電話等による受付は行わない）。

3) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて質問者名等をふせてホームページ上に掲載する。

なお、質問が無かった場合は、その旨の掲載をする。

※令和 6 年 8 月 19 日に掲載する。

(3) 辞退届の提出

参加表明を行った事業者が、参加を辞退する場合は、辞退届（様式 10）を提出すること。

1) 提出期限

令和 6 年 9 月 6 日 午後 5 時まで（郵送の場合は期限内に必着のこと）

2) 提出方法

1 部を持参又は配達記録が残る郵送（簡易書留等）

3) 提出場所

本募集要領「10. 連絡先及び提出先」に記載する事務局

(4) 技術提案書等の提出

1) 提出期限

令和 6 年 10 月 7 日 午後 5 時まで（郵送の場合は期限内に必着のこと）

2) 提出方法

持参又は配達記録が残る郵送（簡易書留等）

3) 提出場所

本募集要領「10.連絡先及び提出先」に記載する事務局

4) 提出書類

提出書類	様式	部数
ヒアリング出席者報告書	様式 11	1 部
技術提案書（表紙）	様式 12	A 4 判縦長のファイルに綴じたものを計 1 部（社名入り）、技術提案書及び業務の実施方針を A 4 判縦長のファイルに綴じたものを計 5 部（社名無し）提出すること。その際、技術提案書は片袖折り（Z 折り）とする。
特定テーマに対する技術提案	様式 13	
業務の実施方針	様式 14	
価格提案書	任意	『旧大庄村役場外壁等改修工事設計業務価格提案書』と表面に記入した封筒へ 1 部封入し、印鑑（参加表明書で使用するもの）で割印すること。また、封筒裏面には、応募者の所在地、商号又は名称を記入すること。 なお、封筒は外封筒、中封筒の二重封筒とするなど厳重に封をすること。

5) 留意事項

特定テーマに対する技術提案（様式 13）及び業務の実施方針（様式 14）について

ア 商号、名称、ロゴ、住所又は氏名等、応募者が特定できるような表現を用いてはならない。

イ 業務実績の案件名や受託先など固有名詞を含む表現や情報を不可視状態にする、もしくは、記載しないこと。

例) 兵庫県尼崎市庁舎新築工事基本設計業務委託

良い例：庁舎新築工事基本設計業務委託

: ○○○○○○庁舎新築工事基本設計業務委託

悪い例：H県A市庁舎新築工事基本設計業務委託

: 貴市庁舎新築工事基本設計業務委託

8. 契約の締結

(1)選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2)次に掲げる事態が生じたときは、委託先候補の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

(ア) 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

(イ) 契約締結時までに応募資格を欠いていることが判明したとき

(ウ) 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

- (エ)その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
- (4) 本公募は、設計案の選定ではなく、設計者の選定を目的に行うものである。委託先候補に決定した場合でも、ヒアリング資料の提案内容が設計業務において必ずしも採用されるとは限らないので、予め留意すること。また、工事施工事業者を選定するものではない。
- (5) 特定された委託先候補事業者と契約締結に向けて交渉を実施する。また、契約については提案時の委託料を基に、尼崎市が定める提案上限額の委託料の範囲で契約する。

9. その他留意事項

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとする。ただし、本市が事業者選定の公表等に必要な場合には、本市は提出された書類の著作権を無償で使用できるものとする。また、提出された書類は、本市情報公開条例により、個人情報及び事業者の技術ノウハウに関わる部分を除き、原則公開の対象となる。
- (3) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した事業者の費用負担に対して、尼崎市は一切補償しない。
- (4) 提出される参加表明書及び技術提案書等の書類について以下の項目に該当する場合は原則として失格とする。
- ・ 必要書類の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・ 要領等で記載する項目を満たしていない場合
 - ・ 発注者名に誤りがある場合
 - ・ 発注案件名に誤りがある場合
 - ・ 提出事業者名に誤りがある場合
 - ・ その他期限までに書類の未提出及び不備がある場合
- (5) 提出期限以降における書類の差し替え及び追加は一切認めない。
- (6) 参加表明書に記載される配置予定主任担当技術者は原則変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 特定された事業者による技術提案を、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。
- (8) 契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用する。業務委託契約書の書式については業務委託契約書 | 尼崎市公式ホームページ (city.amagasaki.hyogo.jp)において事前に確認すること。

10. 連絡先及び提出先

〒660 - 8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 中館9階
資産統括局 技術監理部 建築課 選定会議事務局
TEL 06-6489-6514
Eメール ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上